

会 議 録			
第 1 回 和光市介護保険運営協議会			
開催年月日・召集時刻		平成 3 0 年 5 月 2 1 日 (月) 午後 1 時 3 0 分	
開 催 場 所		和光市役所 3 階 全員協議会室	
開催時刻	午後 1 時 3 0 分	閉会時刻	午後 2 時
出 席 委 員		事 務 局	
菅野 隆		保健福祉部長 星野 裕司	
金子 正義		地域包括ケア課長 阿部 剛	
雲崎 恵美子		長寿あんしん課長 斎藤 幸子	
平井 耕司		長寿あんしん課課長補佐 平川 一朗	
新井 元		長寿あんしん課長寿支援担当	
津川 知子		主 査 小林 真代	
栗原 才子		長寿あんしん課介護福祉担当	
宇部 章子		統括主査 堀江 和美	
大西 康之		主 事 小林 翔	
宮永 美都		主 事 松田 まどか	
柳澤 敏夫			
木暮 晃治			
松根 洋右			
深野 正美			
欠 席 委 員			
森田 圭子			
備	傍聴者 なし		
考			
会議録作成者氏名		松田 まどか	

会 議 内 容

平川課長補佐

ただいまから、平成 30 年度第 1 回和光市介護保険運営協議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、委員の皆様におかれましては、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

まず、本日の資料の確認をさせていただきます。

《事前》配布資料

- ①資料 No.1 和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（3 月専決処分）について
- ②資料 No.2 和光市介護保険条例等の一部を改正する条例（案）について
- ③資料 No.3 第 7 期和光市介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス事業者の選定方法の変更及び長寿あんしんグラウンドデザインの一部変更について

《当日》配布資料

- ①会議次第
- ②第 7 期和光市長寿あんしんプラン（冊子）

資料に不足がある方は挙手をお願いします。（なし）

それでは、開会にあたりまして、星野保健福祉部長からご挨拶を申し上げます。

星野部長

皆様こんにちは。

4 月から保健福祉部長となりました星野裕司と申します。どうぞよろしく願いいたします。前任は教育委員会で教育部長を 2 年間務めました。本日はお忙しい中、第 1 回介護保険運営協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。

埼玉県では第 7 期の第 1 号保険料について、平成 30 年 3 月 30 日に公表しており、その内容を一部紹介いたします。

県平均で 5,058 円。第 6 期の保険料と比べると 4.6%増加しておりま

す。県内 61 保険者のうち、引き上げが 48 保険者据え置きが 5 保険者でした。高齢者に占める後期高齢者の割合が全国最も低い埼玉県は保険料も低い水準にとどまっておりますが、今後、急激に高齢化が進み、後期高齢者の割合が増えていきます。2025 年の県平均保険料は 7,602 円という推計値が現在のところしております。その中で和光市の第 7 期保険料においては 370 円増の 4,598 円。これは 61 保険者のうち、下から数えて 9 番目の低さです。これは現在市で進めている地域包括ケアの介護予防効果が出ているものと考えられます。市の保険料も上昇傾向にございますが、2025 年の推計では 6,340 円と県平均よりも低くおさまっております。これも運営協議会の委員の皆様のご意見・ご支援によるものでございます。ありがとうございます。

教育委員会所管の総合体育館は高齢者の利用率が非常に高かったと心得ております。65 歳以上は無料で利用できますが、一番利用率が高いのがトレーニングマシン室です。筋トレ、ランニングマシン、エアロバイクの人气が高く、足腰の筋肉を鍛え、転倒予防など介護予防の効果が高いと思っております。公民館には体育室がございましたが、非常に多くのサークルが活動しておりました。卓球やヨガ、体操、フラダンスや社交ダンスなど人気のサークルで各公民館で参加率が高く、組織を支えていたと思います。毎日体を動かすことで脳の活性化、健康寿命を延ばすことに総合体育館や公民館も一役買っていたのではと思っております。

さて、本日は、報告事項 1 件、諮問事項 1 件、承認事項 1 件ございますが、
皆様の慎重なご審議をお願いしたいと思います。どうぞ、よろしくお願いいたします。

平川課長補佐

運営協議会に対しまして市長から諮問をさせていただきます。本来であれば、市長から会長に諮問書をお渡しすべきところですが、公務のため、星野保健福祉部長が代理で行います。

星野部長

（「諮問書」）を読み上げ会長に渡す。

平川課長補佐

それでは、菅野会長に会議の進行をお願いいたします。

菅野会長

ただいまから、平成 30 年度第 1 回和光市介護保険運営協議会を開会

平川課長補佐	します。まず、本日の委員の出席状況について事務局から報告願います。 本日の出席委員は、委員 15 名中 14 名です。
菅野会長	本日の協議会につきまして、和光市介護保険条例第 20 条第 2 号に規定されている会議の開催要件を満たしておりますので、会議は成立となります。 続いて、議事録の署名人を指名させていただきます。名簿順ではございますが、柳澤委員、木暮委員、議事録の署名をお願いします。
菅野会長	それでは、議事に入ります。まず、報告事項がございます。 報告事項 1「和光市指定密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 3 月専決分について」を事務局から説明をお願いします。
小林主査	今回の改正及び専決処分となりました経緯についてご説明します。 平成 30 年 3 月 22 日に「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の設備及び経過措置に関する政令」及び「介護保険法施行規則等の一部を改正等の省令」が公布され、同年 4 月 1 日より施行されたこと等により適用される関係条項等について緊急に改正する必要が生じました。つきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づく専決処分により、和光市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正を行いました。 主な改正内容としましては、第 6 条と第 47 条につきまして、整備政令による施行令の改正により、法第 8 条第 2 項「訪問介護」に規定する政令で定める者の範囲が拡大しました。それに伴い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護及び夜間対応型訪問介護を提供する者の範囲を従前通り、介護保険法施行規則第 22 条の 23 第 1 項に規定する介護職員初任者研修課程を修了した者とするため、所要の整備を行いました。以上です。
菅野会長	質問等がございますか (質問なし)

	それでは、続きまして、市長からの諮問に基づき、諮問事項1「和光市介護保険条例等の一部を改正する条例（案）について」を事務局から説明をお願いします。
堀江統括主査	それでは、諮問事項「和光市介護保険条例等の一部を改正する条例（案）」の説明をいたします。資料No. 2をご覧ください。 今回、平成30年3月22日に「介護保険法施行令の一部を改正する政令」が公布されました。 どのような改正かといいますと、介護保険の自己負担割合や高額介護サービス費の所得段階の判定基準となる合計所得金額について長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の額等を勘案する。というようになります。 2月の運営協議会でも同様のご審議をいただきましたが、4月の改正は、介護保険料段階に係る所得指標の見直しでしたが、今回の見直しは介護保険の自己負担割合と高額介護（予防）サービス費の所得段階の判定に係る所得指標についても行うものというものになります。 介護保険制度においては、介護保険の自己負担割合及び高額介護サービス費の所得段階の判定には所得を測る指標として、合計所得金額を用いています。この合計所得金額は土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されないため、被災地の防災地の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地等を収用した場合、譲渡した年の翌年の所得が急増し、介護保険に係る自己負担額が高額になる場合があります。土地の売却等については災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないこととするよう、介護保険の自己負担割合及び高額介護サービス費の所得段階の判定に現行の合計所得金額等から、租税特別措置法に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除を控除して得た額を用いるということになります。 以上で説明を終わります。
菅野会長	事務局からの説明が終わりました。質問等がございましたらお願いします。

新井委員	条例の改正に伴う影響はどのようなものがありますか
堀江統括主査	今まで2割負担だった方が控除を受けることで1割に変更になる方や、高額介護サービス費についても限度額が見直しとなる方が出てくることが見込まれます。しかし、現在仮算定の時期であるため、具体的な人数などは調査中です。対象者が決まり次第、漏れのないようご案内をしていく予定です。以上です。
菅野会長	質問がないようですので、採決を行ないます。 諮問事項1「和光市介護保険条例等の一部を改正する条例（案）について」を原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。 （異議なし） それでは、次に進みます。 承認事項1「第7期和光市介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス事業者の選定方法の変更及び長寿あんしんグランドデザインの一部変更について」を、事務局から説明をお願いします。
小林主事	それでは、承認事項1「第7期和光市介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス事業者の選定方法の変更及び長寿あんしんグランドデザインの一部変更について」をご説明します。 資料3をご覧ください。 まず、1として今回変更をさせていただく事業ですが、グランドデザイン中央エリアに小規模多機能型居宅介護併設グループホームの整備を平成30年度に予定しておりました。 これまでの経緯としては、予定しておりました平成30年度内整備のために、平成30年1月18日に市内で介護・障害・子ども関係の事業を実施している全ての事業所を対象とした事業者連絡会を開催し、当該整備事業への参入を呼びかけました。 その後、平成30年4月16日から4月25日までの期間で事業者の公募を実施しましたが、申請書提出期間内に申請書を提出する事業所がございませんでした。 以上のことから、事業者の選定方法を公募による選定から市から

	積極的に事業者や土地所有者に声かけをしていく随意による選定に変更すること。 また第7期計画期間中に本事業の確実な整備を図っていくことを目的に整備予定年度を平成30年度整備予定から平成31年度以降整備予定に変更することの2点についてが今回ご承認をいただきたい事項となります。 次のページに参考としてグランドデザインの新旧対照表を添付しております。 事務局からの説明は以上です。
菅野会長	何かご質問等ございましたらお願いします。
平井委員	公募での応募がなかったとのことですが、問合せなどはどの程度あったのでしょうか。
小林主事	今回の公募では、窓口にご公募要綱を取りに来られた事業所が3事業所ございました。電話での問合せも複数いただいております。参入をしたいと言っている事業所もございますが、いずれの事業所も和光市内で土地を確保し施設を建てるといったところが非常に難しい現状がございます。今後は、選定方法を随意選定に変更し、市が事業者と土地所有者のマッチングをすることで7期計画期間中に確実な整備ができるように進めてまいります。
菅野会長	公募での条件を市が緩和して随意契約を結ぶということはあるのでしょうか。
阿部課長	随意指定により基準を緩和することは考えておりません。さきほどの事務局からの説明にあったように、参入にあたり事業者が自ら土地を確保し、建物を整備して事業を行なうということが非常にハードルが高くなっていますので、市が市内の土地の動きを把握し、事業実績のある事業者に必要な範囲で情報提供するのでということと参入の働きかけをする予定です。基準を緩和することではなく、基準

	は基準として持ち、適切に事業者を選定いたします。随意指定となりましても、公募選定委員会に準ずる委員会を開催し、事業計画を作成し、市民説明会も開催し、公明正大に選定を行なう予定です。
菅野会長	随意指定となっても選定の過程を公にしていきたいと思えます。
菅野会長	ご質問等がないようですので、採決を行ないます。 承認事項 1「第 7 期和光市介護保険事業計画に基づく地域密着型サービス事業者の選定方法の変更及び長寿あんしんグランドデザインの一部変更について」を原案のとおり承認することについてご異議ございませんか。 (異議なし)
菅野会長	その他、事務局から何かありますか。ありましたらお願いします。
小林主事	事務局から連絡事項を 2 点ご説明いたします。 まず、1 点目として、本日、机上に第 7 期和光市介護保険事業計画の製本版を配布させていただきました。昨年度 1 年間を通して計画の策定を行い、今後の 3 年間はこちらの計画に基づき介護保険の運営をしていきますのでよろしくお願いします。 続きまして、2 点目として、平成 29 年度第 3 回運営協議会にて場所の決定をお伝えした中央エリアにおける定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ですが、5 月 1 日に無事開所しましたのでお知らせします。事業者名は「東日本福祉経営サービス」で施設名は「リーシェガーデン和光本町ケアセンター」です。 今後は、C I ハイツをメインに事業を運営していくこととなります。以上です。
菅野会長	それでは、これで平成 30 年度第 1 回和光市介護保険運営協議会を閉会させていただきます。どうもありがとうございました。

《 閉 会 》

議事録署名人

印

印